

用語解説

あ

▶ IoT（アイオーティー）

コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在する様々な物体（モノ）に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。Internet of Things の略。

▶ ICT（アイシーティー）

情報通信技術。Information and Communication Technology の略。

▶ 愛着

養育者と子の間の根本的、基本的な絆。

▶ アセスメント

利用者の能力や抱える問題を見極め、問題に関する情報を収集し、状況分析・問題解決をするための方向性を見出すこと。

▶ 「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プラン

子供が育つ環境に関わらず、県内全ての乳幼児に、質の高い教育・保育が行われ、小学校以降の教育の基礎が培われるよう、「オール広島県」で取り組むための本県の乳幼児期の教育・保育の基本的な考え方を示すとともに、県の施策の方向性と取組内容を具体化したもの（平成 29（2017）年 2 月策定）。

▶ アドボケイト

権利表明が困難な子供や高齢者、障害者など、自らの権利をさまざまな理由で行使できない状況にある人に代わり、その権利を代弁・擁護すること（あるいは、代弁・擁護する者）

▶ アフターケア

児童福祉施設の退所者に対する支援。退所後に安定した生活を送るためには、虐待再発防止のための見守りや、社会的自立に向けた生活・就業支援などが必要となる場合が多い。

い

▶ 育児休業取得率

原則 1 歳に満たない子を養育している従業員のうち、育児休業を取得した人の割合。

▶ イクちゃんネット

妊娠・出産・子育てに関する行政上の手続、急なケガや事故・病気等のいざというときの対応、親子で参加できるイベント情報、子育て家庭がうれしいサービスを提供する店舗など、子育てに関する様々な情報を掲載したポータルサイト。

▶ 5つの力

本県の乳幼児期の子供たちに、主体的な遊びや生活を通して育みたい力のこと。

〔「感じる・気付く力」、「うごく力」、「考える力」、「やりぬく力」、「人とかかわる力」〕

▶ 医療型短期入所

自宅において重症心身障害児等の介護を行う者が、病気等の理由により介護を行うことができない場合に、障害児等を病院等に短期間の入所をさせて行われる、入浴、排せつ及び食事の介護その他の支援。

▶ 医療的ケア

障害児等が生きていくために、学校や在宅等で日常的に行われる人工呼吸器の管理、たんの吸引等の医療行為。

▶ インターンシップ

生徒（学生）が在学中に自らの専攻や将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと。

え

▶ AI（エーアイ）

コンピュータがデータを分析し、推論（知識を基に、新しい結論を得ること）や判断、最適化提案、課題定義や解決、学習（情報から将来使えそうな知識を見つけること）などを行う、人間の知的能力を模倣する技術。Artificial Intelligence（人工知能）の略。

▶ **ADHD（エーディーエイチディー）**

注意欠陥多動性障害。注意持続の欠如もしくは、その子供の年齢や発達レベルに見合わない多動性や衝動性、あるいはその両方が特徴。Attention-Deficit Hyperactivity Disorder の略。

▶ **SNS（エスエヌエス）**

登録した利用者だけが参加できるインターネットのWebサイト。Social Networking Service の略。

▶ **NICU（エヌアイシーユー）**

新生児集中治療室（低体重児や先天的に重篤な疾患がある新生児に対応するための設備と医療スタッフを備えた集中治療室）。Neonatal Intensive Care Unit の略。

▶ **園・所等**

幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育（小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育）・認可外保育施設など。

▶ **延長保育**

保育所，認定こども園等で，通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において，引き続き保育を実施する事業。

お

▶ **オレンジ（子供の権利）ノート**

児童養護施設に入所する児童等に配付して，自らの権利が守られることや，困った時には助けを求めることができることなどを説明するための冊子。

▶ **「親の力」をまなびあう学習プログラム**

広島県が開発した家庭の教育力向上を目的とした参加体験型の学習プログラム（通称「親プロ」）。

か

▶ **海外姉妹校**

県立学校と姉妹校提携を結んでいる海外の学校。海外姉妹校の生徒を広島へ招いたり，修学旅行や留学等で海外姉妹校を訪問するなどの交流を行っている。

▶ **学習支援ボランティア事業**

学生や教員OB等のボランティアを募集して，母子・父子家庭の児童の学習指導や進路相談などの支援を実施する事業。

▶ **学力向上推進地域**

児童生徒の課題を発見し解決する過程を通じた「主体的な学び」を促進し，学力の向上を図るため，小学校と中学校が連携して，教科指導と生徒指導の両面における指導方法等に係る実践的な研究を進める地域。中学校区10地域を指定。

▶ **学力フォローアップ校**

児童の「主体的な学び」を促進し，学力の向上を図るため，小学校低学年段階からの学習のつまづき等を把握し，解消する指導方法等に係る実践的な研究を進める学校。小学校20校を指定。

▶ **学齢期**

学校に就学して教育を受けることが適切であるとされる時期。満6歳の誕生日以後の最初の4月1日から9年間（満15歳に達した日以後の最初の3月31日まで）。

▶ **家庭教育支援アドバイザー**

学力に課題のある児童生徒の学習環境を整え，学力向上を図るための保護者等への働きかけや支援を図るため，学校に配置する社会福祉士，精神保健福祉士等の専門家。

▶ **課題発見・解決学習**

児童生徒が自ら課題を見付け，課題の解決に向けて探究的な活動をしていく学習。

▶ **家庭相談員**

福祉事務所の家庭児童相談室に家庭児童福祉関係専門職員として配置される会計年度任用職員。

▶ 家庭養育優先原則

子供の養育に当たっては、養育者に対する安全かつ継続的な愛着心という子供の基本的なニーズを満たすことの重要性などから、集団養育よりも家庭における養育を優先するという原則。

国及び地方公共団体は、家庭における養育が困難又は適当でない場合には、保護者を支援することを原則とした上で、養子縁組や里親委託等、できる限り家庭における養育環境と同様の環境を提供するよう、それも適当でない場合には子供ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう必要な措置を講じることが、平成 28（2016）年児童福祉法の改正により示された。

▶ カリキュラム・マネジメント

各学校が設定する学校教育目標を実現するために、学習指導要領に基づき、教育課程を編成し、それを実施・評価し、改善していくこと。

き

▶ キャリア教育

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。

▶ キャリアパスポート

児童生徒が「学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行う」際に活動を記録し蓄積する教材。

▶ 休日夜間急患センター

休日・夜間における比較的軽症な救急患者のために市町が設置している医療施設。

▶ 救命救急センター

重症及び複数の診療科領域にわたるすべての重篤な救急患者を 24 時間体制で受け入れる三次救急医療機関として知事が指定する医療施設。県内では 7 施設が指定されている。

く

▶ グループホーム（小規模かつ地域分散した施設）

児童養護施設等に入所する子供のうち、本体施設から離れた地域の住居などで、5、6人が、専任職員等と家庭的雰囲気の中で生活するもの。具体的には、「地域小規模児童養護施設」及び「分園型小規模グループケア」のこと。

▶ グローバル・マインド

地球規模の広い視野で情報を捉え、文化や価値観の違いを認識し、自分自身の信念や価値観を明確にしながら、多様な人と協働できる価値観。

け

▶ 刑法犯認知件数

刑法に規定する罪（道路上の交通事故に係る第 211 条の罪を除く）及び暴力行為等処罰ニ関スル法律などに規定する罪について、警察が、その発生を認知した事件の数。

こ

▶ 合計特殊出生率

15～49 歳の女性の年齢別出生率を合計したものの。一人の女性が、その年次の年齢別出生率で、一生の間に産むとしたときの子供の数に相当する。

▶ 校内適応指導教室（スペシャルサポートルーム）

不登校等の児童生徒に対する個別の指導及び支援を行うため、学校の余裕教室等に設置した教室。

▶ こ食（孤食、個食等）

偏った食生活の問題。一人で食べる「孤食」、家族一緒の食卓でも別々の料理を食べる「個食」、同じものばかり食べる「固食」、食べる量が少ない「小食」、粉を使ったパンやうどんなどの主食を好んで食べる「粉食」などがある。

▶ 子育て応援イクちゃんサービス

企業や店舗等が、授乳室やおむつ替えスペース、子供向け食事メニューなど、子供や子育て家庭、妊婦向けに提供するサービス。親子で出かけやすい環境づくりを目指して、県と公益財団法人ひろしまこども夢財団が普及を図っている。

▶ 子育て支援員

都道府県等が実施する「子育て支援員研修」を修了し、「子育て支援員研修修了証書」の交付を受けたことにより、子育て支援員として子育て支援分野の各事業等（小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の事業や家庭的な養育環境が必要とされる社会的養護）に従事する上で必要な知識や技術等を修得したと認められる者。

▶ 子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を目的に、保健師等を配置して妊産婦等からの相談に応じ、健診等の「母子保健サービス」と地域子育て支援拠点等の「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、必要な情報提供や関係機関との連携調整、支援プラン等の作成を行う機関。平成 29（2017）年の母子保健法の改正により、市町に設置の努力義務がある。（法律上の名称は「母子健康包括支援センター」）。

▶ 子育てスマイルマンション認定制度

マンションの住戸内・共用部などの「ハード仕様」、子育て支援サービス提供などの「ソフト支援」、便利な「立地環境」について、子育てしやすさに配慮したマンションを、広島県が認定し、情報発信する制度。

▶ 子供、児童

子供、児童の定義は、法律や事業によって異なる場合があるため、このプランの対象は、目安として概ね 18 歳以下としている。

（参考）

- ・子ども・子育て支援法の「子ども」：18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までにある者
- ・児童福祉法の「児童」：満 18 歳に満たない者
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法の「児童」：20 歳に満たない者
- ・児童自立生活援助事業（児童福祉法に基づく事業）の対象には、一部、満 22 歳に達する日の属する年度の末日までにある者を含んでいる。

▶ こども家庭センター

児童相談所、知的障害者更生相談所、婦人相談所（配偶者暴力相談支援センター）の機能を統合した、子供と家庭に関する総合的な相談支援機関。県内に 3 か所（西部、東部、北部）設置。

▶ 子ども家庭総合支援拠点

子供とその家庭及び妊産婦等を対象に、在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点。平成 28（2016）年の児童福祉法の改正により、市町に設置の努力義務がある。

▶ （都道府県）子ども・子育て支援事業支援計画

子ども・子育て支援法の第 62 条第 1 項により、都道府県が定める計画。都道府県は、基本指針に即して、5 年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとされている。

▶ 子供食堂

地域のボランティアが子供たちに対し、無料または安価で栄養のある食事や団らんを提供する取組（子供に限らず、その他の地域住民を含めて対象とする取組を含む。）

▶ 個別の教育支援計画

特別な支援を必要とする幼児児童生徒について、医療、福祉、労働等の関係機関との連携を図るための長期的な視点に立って作成する計画。本人や保護者の願い、長期の支援目標、支援を行う関係機関等を記載する。

▶ 個別の指導計画

特別な支援を必要とする幼児児童生徒の指導を行うために作成する詳細な計画。個別の教育支援計画に比べ短期的な計画であり、実態把握で分かったこと、学習面や生活面での指導目標、手立て、評価等を記載する。

▶ コンピテンシー

単なる知識や技能だけでなく、態度などを含む様々な心理的、社会的なリソース（主体性・積極性・協調性・協働性・回復力等）を活用して、複雑な要求（課題）に対応することができる実践能力や行動特性。

さ

▶ 在宅医療

住み慣れた家庭や地域で安心して療養が受けられるよう在宅で医療を行うこと。医師による訪問診療，看護師による訪問看護，理学療法士等による訪問リハビリテーション，歯科医師による訪問歯科診療等がある。

▶ 在宅当番医制

休日・夜間における比較的軽症な救急患者のために開業医等が当番で診療を行うもの。市町において、各市郡地区医師会の協力を得て実施されている。

▶ 里親

何らかの事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子供等に、愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する制度。養育里親，専門里親，養子縁組里親，親族里親の4つの類型がある。

▶ 産後ケア

退院直後の母子に対して、産後も安心して子育てができるよう、心身のケアや育児サポート等を行うこと。産後に心身の不調や育児不安がある方、家族等から十分な家事、育児等の支援が受けられない方及び新生児等を対象に、宿泊、デイサービス、アウトリーチ等により市町が提供するサービス。

し

▶ 次世代育成支援対策推進法都道府県行動計画

次世代育成支援対策推進法第9条第1項により、都道府県が策定することができる計画。都道府県は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子供の養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、こどもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定することができる。

▶ 自然保育

保育者による個々の子供の状況や発達過程を踏まえた適切な環境づくりや支援のもと、さまざまな自然体験活動を通して、子供たちの豊かな人間性を育み、心身の調和のとれた発達の基礎を培うことを目指して行われる保育等。幼稚園や保育所の多くでは、以前から、自然環境を活用した体験活動を日々の教育や保育に取り入れる取組が行われており、近年では、自然との触れ合いを大切にする「森のようちえん」と呼ばれる取組も広がっている。

▶ 児童委員

厚生労働大臣から委嘱され、地域の子供たちが元気に安心して暮らせるように、子供たちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う者。民生委員が児童委員を兼ねており、また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。

▶ 児童家庭支援センター

児童に関する相談のうち、専門的な知識や技術が必要な相談に応じるとともに、児童相談所からの委託を受けた児童やその家庭への指導・援助を総合的に行うほか、市町への技術的助言等を行う相談支援機関。

▶ 児童虐待の通告義務

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合、速やかに、これを市町村、児童相談所等に通告しなければならない義務。全ての人に通告義務がある。

▶ 児童心理司

児童相談所に配置が義務づけられている児童心理の専門職。子供、保護者等の相談に応じ、診断面接、心理検査、観察等によって子供、保護者等に対し心理診断を行うとともに、心理療法、カウンセリング、助言指導等を行う。

▶ 児童相談所虐待対応ダイヤル「189」

虐待かもしれないと思った時などに、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号。

▶ 児童発達支援センター

通所利用障害児への療育やその家族に対する支援を行うとともに、その有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族の相談支援、障害児を預かる施設への援助・助言を行う地域の中核的な支援施設。

▶ 児童福祉司

児童相談所に配置が義務づけられている児童福祉の専門職。子供、保護者等から子供の福祉に関する相談に応じるとともに、必要な調査、社会診断、支援・指導、関係調整等を行う。

▶ 児童福祉審議会

児童福祉等に関する事項を調査審議するため、都道府県が設置する附属機関（市町村も設置可能）。本県では、広島県社会福祉審議会児童福祉分科会が該当する。

▶ （平成28(2016)年の）児童福祉法改正の趣旨

平成28(2016)年の児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）において、児童は適切に養育され、健やかな成長・発達や自立等を保障されることなどの権利を有することや、国民は児童の最善の利益を優先して考慮し児童の健やかな育成に努めることなど、児童の福祉を保障するための原理が明確化された。

▶ 児童扶養手当

18歳に達した最初の3月31日までの児童がいる母子・父子家庭等に対する手当制度。

▶ 児童養護施設

保護者のいない児童、虐待されている児童、環境上養護が必要な児童を入所させて、養護するとともに、退所した者に対し相談や自立のための援助を行う施設。

▶ 社会的養育

社会が子供の養育に対して保護者とともに責任を持つという考え方に基づき、全ての子供を対象として支援を行う考え方を表したものの。「社会的養護」のみならず、市町が行う地域子育て支援拠点事業などの地域における子育て支援施策全般も含まれる。

▶ 社会的養護

保護者のない子供や、保護者に監護させることが適当でない子供を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。

▶ 周産期

妊娠後期（妊娠22週）から新生児早期（生後7日未満）の期間。

▶ 周産期母子医療センター

周産期に係る高度な医療を対象とした医療施設で高度な周産期医療を行うことのできる総合周産期母子医療センターと比較的高度な周産期医療を行うことのできる地域周産期母子医療センターとがある。

▶ 主体的な学び

学習者基点の能動的な深い学び

▶ 受動喫煙

人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること。

▶ 小規模グループケア

児童養護施設等において、小規模グループ（6～8人）ごとに居室、居間、台所、浴室及びトイレなどを設けるとともに、グループ担当職員を置き、家庭的な雰囲気の中で児童のケアを行うもの。

▶ 小児救急医療電話相談事業

子供の急な発熱・ケガなどで、すぐに医療機関を受診すべきかどうか保護者が判断に迷ったときなどに、看護師が電話で専門的なアドバイスを行う事業。広島県では毎日19時～翌朝8時（13時間）の間で実施している。電話番号は#8000（全国統一番号）

▶ 少年サポートセンター

少年の非行防止や立ち直り支援等に関し、関係機関・団体と連携した活動を行う拠点として、県警察が広島市・福山市と共同で両市に開設し、少年に関する相談への対応や各種体験活動・学習支援等を行う機関。

▶ 情報モラル

情報化社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度。

▶ ショートステイ

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う事業（原則として7日以内）。

▶ ジョブサポートティーチャー

就職支援教員。県内特別支援学校の就職支援の取組の一環として、次の業務を行う者。

- ① 就業体験や・職場実習の受入先・求人企業の開拓
- ② ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等、関係機関との連携
- ③ 担任・進路指導主事等との連携
- ④ 校内研修会等の講師
- ⑤ 生徒への面接指導
- ⑥ 就業体験・職場体験における生徒の支援

▶ 自立援助ホーム

義務教育終了後、児童養護施設等を退所し、就職する児童等の社会的自立を促進するため、これらの者が共同生活を営む住居。

▶ 新・放課後子ども総合プラン

共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するなど、向こう5年間を対象とする新たな放課後児童対策として、平成30（2018）年度に国で策定したプラン。

す

▶ スーパーバイザー

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど心理又は福祉の専門性を有する人材に対して、より高度な専門性からの助言や支援を行う人材。

▶ スクールカウンセラー

いじめや不登校をはじめとする生徒指導上の諸課題の未然防止や早期発見、早期解決のため、公立学校において教育相談等を行う臨床心理士等の専門家。

▶ スクールサポーター

生徒指導上の課題の大きな学校に赴き、児童生徒の問題行動に対する指導・助言や相談対応、学校周辺での街頭補導活動などの少年健全育成活動を行う県の会計年度任用職員。

▶ スクールソーシャルワーカー

生活環境に課題のある家庭の保護者等に対する効果的な支援を図るため、公立学校に配置する社会福祉士、精神保健福祉士等の専門家。

▶ スタートカリキュラム

小学校に入学した子供が、園・所等の遊びや生活を通じた学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を作り出していくためのカリキュラム。

せ

▶ 全国学力・学習状況調査

全国の小学校第6学年及び中学校第3学年を対象として、国が平成19(2007)年度から実施している調査。教科に関する調査(国語、算数・数学等)と生活習慣・学習環境等に関する質問紙調査がある。

た

▶ 待機児童

保育の必要性が認定され、認可保育所等の利用申し込みがなされているが、利用していない児童。ただし、特定の保育所等を希望するなど私的な理由により待機している場合等は除く。

▶ 退所児童等アフターケア事業所

児童福祉や就業支援に精通したスタッフを配置し、ソーシャル・スキル・トレーニング、相談支援、生活支援、就業支援等を行うことにより、地域生活及び自立を支援するとともに、退所した者同士が集まり、意見交換や情報交換・情報発信等を行えるような場を提供する事業所。

▶ 体罰

身体に、何らかの苦痛を引き起こし、又は不快感を意図的にもたらす行為(罰)。ただし、罰を与えることを目的としない、子供を保護するための行為(道に飛び出しそうな子供の手をつかむなど)や、第三者に被害を及ぼすような行為を制止する行為(他の子供に暴力を振るうのを制止するなど)等は、体罰には該当しない。

▶ 短期留学プログラム

県内の小・中学生、高校生が海外で異文化交流等を行うために参加する1~2週間程度の民間事業者が実施する募集型旅行。

ち

▶ 地域子育て支援拠点

地域の身近なところで、気軽に親子の交流や子育て相談ができる場。公共施設や保育所など、様々な場所で、行政やNPO法人などが担い手となっている。

▶ 地域子ども・子育て支援事業

市町が地域の子育て家庭に対して、身近な場所に集いの場を提供し、子育て相談をはじめとした、総合的な子育て支援施策を推進し、児童及び家庭の福祉の向上を図るための事業。

つ

▶ 通級による指導

通常の学級に在籍している障害のある児童生徒に対して、主として各教科等の指導を通常の学級で行いながら、障害に応じた特別の指導を特別の指導の場で行う指導形態。

て

▶ DV(ディーブイ)

配偶者からの暴力(身体に対する暴力、精神的暴力、性的暴力及び経済的暴力)。Domestic Violenceの略。※配偶者には、婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者(事実婚)や生活の本拠を共にする交際相手を含む。また、元配偶者等も含む。

▶ デジタライゼーション

IoTの進化によって、生活の中ではあらゆるモノやコト、ビジネス面では商品やサービス、それらを企画・開発・製造する工程や販売、流通やマーケティング、さらには消費者の体験、これらのバリューチェーンの隅々にまでデジタルを適用すること。

▶ デジタルコンテンツ

デジタル化された情報(デジタルデータ)で構成されたものの総称。

▶ デジタルトランスフォーメーション

「ITの浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」という概念。

▶ テレワーク

ICT(情報通信技術)を活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方。「在宅勤務」、「モバイルワーク」、「サテライトオフィス勤務(施設利用型勤務)」の総称。

と

▶ 「道徳教育改善・充実」総合対策事業

県内の道徳教育の一層の充実を図るため、道徳教育を推進する学校を指定し、実践・研究を行い、その成果を県内に普及する事業。

▶ 特別支援学級

特別支援学校の対象児童生徒等の障害の程度には至らない障害のある子供の教育のため、小・中学校等に設置できる学級。

▶ 特別支援学校

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校。

▶ 特別支援学校技能検定

特別支援学校高等部に通う知的障害のある生徒の就労を支援するため、学校や関係企業団体と連携して広島県が開発した認定資格に基づく検定。清掃、接客、ワープロ、流通・物流、食品加工の5分野で実施。

▶ 特別支援教育

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

▶ 特別の教科 道徳

「道徳の時間」を教育課程上新たに特別の教科として位置付けたもの。（平成 27（2015）年 3 月学校教育法施行規則改正）

▶ 特別養子縁組

子供の福祉の増進を図るために、養子となる子供の実親（生みの親）との法的な親子関係を解消し、実の子と同じ親子関係を結ぶ制度。

に

▶ 二次保健医療圏

医療法の規定による区域。地理的条件等の自然条件や交通事情等の社会的条件、患者の受療動向等を考慮して、一体の区域として入院に係る医療を提供する体制の確保を図る地域的な単位で、県内には 7 圏域ある。

▶ 乳児院

乳児を入院させて、これを養育するとともに、退院した者に対し相談その他の援助を行う施設。

▶ 乳幼児期

乳児期と幼児期を合わせた時期（乳児…1歳未満の者、幼児…満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者）。

▶ 乳幼児教育支援センター

平成 30（2018）年 4 月に広島県教育委員会事務局内に設置された「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランに掲げる施策を総合的に推進する拠点となる部署。

▶ 認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、就学前の子供に幼児教育・保育を一体的に提供し、併せて地域の子育て支援も行う施設。幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の 4 種類があり、幼保連携型は平成 27（2015）年 4 月から「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設」として新たに位置づけられた。

ね

▶ ネウボラ

「ひろしま版ネウボラ」参照。

の

▶ ノンステップバス

車いす利用者や高齢者等の利用を容易にするため、地面から床面までの高さを概ね 30 cm 以下とし、乗降口に段差をなくしたバス。

は

▶ パーマネンシー保障

親による養育が困難な場合、子供の成長のために、特別養子縁組等により、永続的な養育者と養育環境を保障しようとする考え方。

▶ ハイリスク分娩

母体又は胎児・新生児におけるリスクの高い妊娠に対する分娩。

▶ 発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。

▶ バリアフリー

高齢者、障害者等が社会生活をしていくうえで、物理的、社会的、制度的、心理的な障壁（バリア）、情報面での障壁（バリア）となるものを除去（フリー）するという考え方。

ひ

▶ PDCA（ピーディーシーイー）サイクル

生産技術における品質管理などの継続的改善手法。Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善すること。

▶ ビッグデータ

従来のデータベース管理システムなどでは記録や保管、解析が難しいような巨大なデータ群。

▶ 避難行動要支援者

市町に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの。
※要配慮者：高齢者、障害者、乳幼児その他

▶ 非認知的能力

記憶できる、知識を正確に理解する、読み書きができるなどのいわゆる学力に相当する知力（認知的能力）ではなく、好奇心が豊かである、失敗してもくじけずそれを上手く生かせる、必要なことには集中、我慢ができる、自分にそれなりに自信があるなど、好奇心、自己制御、忍耐力、自尊心等に関係する力。

▶ 病児保育

地域の児童を対象に、その児童が発熱等の急な病気になった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が保育する事業及び保育中の体調不良児を保護者の迎えまで安静に預かる事業。

▶ 広島県地域医療支援センター

都道府県が医師の地域偏在解消に取り組む拠点として設置するもので、医療法にも位置づけられており、広島県では、（公財）広島県地域保健医療推進機構内に設置されている。（県委託事業）臨床研修医の確保、県内外医師への就業あっせん、過疎地域における県育成医師の配置調整、女性医師の職場環境の向上支援など、医師の確保と定着促進に係る各種取組を進めている。

▶ 広島県福祉のまちづくり条例

全ての県民が、自らの意志で自由に行動し、社会参加できるような環境の整備に向けて平成7（1995）年に制定した条例。

▶ 広島県保育士人材バンク

保育士の保育所等への就業を支援するために、県が運営する無料職業紹介所。

▶ 広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動

「災害に強い広島県」の実現を目指し、県民の皆様や自主防災組織などの地域で活動されている皆様、災害から命を守るために適切に行動することができるよう県民、自主防災組織など、事業者、行政などが一体となって、災害時の被害をできる限り軽減する減災に取り組む運動。

▶ ひろしま自然保育認証制度

自然体験活動を計画的・継続的に取り入れて、教育・保育を行っている団体を、県独自の基準により認証する制度（幼稚園、保育所、認定こども園のほか、認可外保育施設なども、認証の対象）。

▶ ひろしま版ネウボラ

子育ての安心感を醸成するため、すべての子育て家庭を対象に、傾聴・対話によるポピュレーションアプローチを行い、子育て家庭との間に信頼関係を構築しながら、リスクに対しては早期に適切な支援を提供するなど、妊娠期から子育て期まで切れ目なくサポートする体制。平成 29（2017）年度から、県がモデル事業を実施している。

▶ ひろしま“ものづくり”技能検定

県内の工業高校・工業系学科の生徒が、“ものづくり”に対する高い「技と心」を学び、更に技術・技能の向上を目指し、技能レベルの“見える化”と“企業との共有化”を図ることを目的として、企業の協力を得て作成した本県オリジナルの技能検定。

ふ

▶ ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

▶ ファミリーホーム

保護者のない子供又は保護者に監護させることが不相当であると認められる子供を、里親や児童影響施設職員など経験豊かな養育者の家庭に迎え入れ、子供の自立を支援する事業（または、その事業をおこなう住居）。子供の定員は6人までで、養育者には資格要件がある。

▶ フィルタリング

一般的な意味では「ろ過」することだが、コンピュータやWebなどインターネットの世界では「情報ろ過」を指す。情報ろ過としては、未成年者に対する成人サイトや有害情報サイトなどからの保護などが代表的な例。

▶ フォスターリング

里親の広報、リクルートやアセスメント、里親に対する研修、子供と里親家庭のマッチング、子供を委託中の里親養育への支援、里親委託解除後における支援に至るまでの一連の過程において、子供にとって質の高い里親養育がなされるために行われる様々な支援。

▶ フリースクール

主に不登校等の児童生徒を対象として、相談や学習機会、安心して過ごせる居場所の提供などを行う、民間施設やNPO等。

ほ

▶ 放課後子供教室

地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業。

▶ 放課後児童クラブ

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。放課後児童健全育成事業として実施される。

▶ 放課後児童支援員

放課後児童クラブにおいて、子供の健康管理、安全確保、自主性、社会性、創造性を培う遊びや体験活動など、放課後児童クラブに通う子供への育成・支援を行う者。保育士や社会福祉士等の資格を持ち、都道府県等が指定した「放課後児童支援員認定資格研修」を修了した者でなければならない。

▶ 母子家庭等就業・自立支援センター

母子・父子家庭の雇用先の開拓や就業に役立つ講習会等の開催並びに就業相談等を実施する機関。

▶ 母子生活支援施設

配偶者のない女子又はこれに準ずる女子とその者が監護する児童を入所させて保護するとともに、自立促進のために生活を支援し、あわせて退所した者に対し相談や援助を行う施設。

▶ 母子父子寡婦福祉資金

母子・父子家庭等の修学資金・就学支度資金等の資金需要に対する貸付制度。

▶ 母子父子自立支援員

ひとり親や寡婦に対し、相談に応じ、その自立に必要な情報提供や指導を行う者。

▶ ポピュレーションアプローチ

「集団全体への働きかけ」であり、母子保健・子育て支援分野においては全ての子育て家庭を対象とした予防的支援（働きかけ）。

ま

▶ 学びの変革

知識ベースの学びに加え、「知識を活用し、協働して新たな価値を生み出せるか」を重視した「これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成を目指した主体的な学び」を促す教育活動。

▶ 学びのセーフティネット

家庭の経済的事情等に関わらず、全ての子供の能力と可能性を最大限高められる教育を実現することを目的として実施される方策・制度。

▶ マネジメントサイクル

児童生徒の体力等を分析した上で、実態に応じた目標設定及び取組方針を策定するとともに、その成果を評価・検証し、次に生かすなど、「Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Action（改善）」による仮説・検証型プロセスを循環させるフレームワーク。

み

▶ 民生委員

厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める者。「児童委員」を兼ねている。

め

▶ 面会交流

離婚後に子供が非同居親と行う面会。

ゆ

▶ ユニバーサルデザイン

年齢や性別、身体的能力、国籍や文化など人々の様々な特性や違いを超えて、全ての人々が利用しやすい、全ての人に配慮したまちづくりやものづくり、仕組みづくりを行うという考え方。

よ

▶ 養育費

離婚後、子供の養育のため親権のない親から親権者に支払われる費用。

▶ 幼児教育アドバイザー

乳幼児教育支援センター等に配置され、園・所等を訪問して、その専門的な知識・技術に基づき乳幼児期の教育・保育の推進に係る助言を行うなど、園・所等の支援に従事する専門職員。

▶ 幼児教育・保育の無償化

令和元（2019）年10月から開始された、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳児クラスの全ての子供たち、及び住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子供たちの利用料が無償となる制度。

▶ 要保護児童対策地域協議会（要対協）

市町等の地方公共団体が設置して、虐待を受けた子供をはじめとする要保護児童等に関する情報交換や支援を行うための協議会。平成16（2004）年児童福祉法改正で、法的に位置づけられた。

▶ 幼保小連携教育

園・所等での育ちと学びを小学校の学びにつながる教育活動を実践するために、園・所等と小学校が連携し、お互いの教育・保育を理解し、見直して、子供の育ちと学びを連続させていく教育。

ら

▶ ライフデザイン

結婚、出産、子育て等に関する正しい知識や情報などを踏まえ、将来どんな人生を送りたいかについて、自分の価値観に基づいて、ライフプラン（人生の計画）を思い描くこと。

り

▶ リクルート

人員の募集。求人。

▶ 両親学級

市町等が妊産婦とその家族を対象に実施する妊娠、出産、子育ての準備に必要な知識や沐浴、授乳等のスキルを学ぶための教室。

▶ 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に対して行われる、医療機関での機能訓練や、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援。

れ

▶ レスパイトケア

介護等にあたる家族が一時的に介護等から離れて、心身の疲れを癒すことができるよう、公的サービスなどで一時的に介護等を行う仕組み。

わ

▶ わたしのキャリアノート

児童生徒にキャリア教育に関する学習内容等を学年ごとにまとめさせる資料。個々の児童生徒には、キャリア教育年間指導計画や学習資料等の関連資料もあわせて、1冊のファイルとして蓄積させ、上級学校へ持ち上がらせる。